

加古川中央市民病院
無停電電源設備（300kVA）蓄電池更新工事

仕 様 書

地方独立行政法人加古川市民病院機構

— 目 次 —

1 適 用	2
2 基本方針	2
3 工事概要	2～3
4 留意事項、その他	3～4
5 関係法令及び参考基準等	4～6
1) 遵守すべき関係法令等	
a. 関係法令	
b. 条例関係	
c. 本工事の実施にあたり参考とする仕様等	
d. その他	

1. 適 用

本仕様書は、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「発注者」という。）が発注する加古川中央市民病院 無停電電源設備（300kVA）蓄電池更新工事（以下「当工事」という。）に適用する。

2. 基本方針

本仕様書並びに関係法規に基づき、安全・品質を確保した上で決められた工期内に完成すること。また、発注者の要請に対して、柔軟かつ誠意をもって対応可能な実施体制とすること。

3. 工事概要

当工事は、仕様書による他以下の項目により工事を行うこと。

（１） 対象装置：無停電電源設備（300kVA）

（２） 工事内容：対象装置の蓄電池、ヒューズ、冷却ファンの交換を行う。

※受注者が、本工事において再請負を行うことができる相手は、原則として
3（１）の対象装置製造業者のみとする。

ただし事前に書面等で甲の承諾を得たときはこの限りではない。

※本工事により排出される廃棄物は、受注者の責任において処分すること。

廃蓄電池については、広域認定制度による処分も可能とする。

※資材の搬入、搬出以外で使用する車の駐車料金は受注者の負担とする。

※病院内では、頻繁に改修・修繕工事を実施している為、竣工図と現地が一致しない場合があるため現地確認を推奨します。

※仕様書及び参考内訳書等に記載はなくとも、法令上または明らかに必要であるものは、工事内容に含むものとする。

（３） 工事期間：契約日から2027年3月31日までとする。

作業日は、休診日（土、日、祝）の4日間を基本とする。（搬入1日、交換1日、搬出1日、予備日1日）

作業時間は、8：30～17：00を基本とする。

夜間作業が必要な場合は、騒音・振動の無い作業とし、発注者と協議のうえ作業を実施するものとする。

準備工事、先行工事、その他の期間は、通常運用のため安全対策を講じるとともに、業務に支障の出ないようにすること。

（４） 当工事を受注した事業者（以下「受注者」という。）は、現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を配置し、工期内に工事が完了するよう適切な工法を採用すること。

（５） 発注者手配の別途事業者と工事調整が必要な場合は、自主的、主体的に連携をはかり円滑な工事施工を行うこと。

（６） 受注者は、文書により定期的に工事の進捗状況等について報告を行うと共に、工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況を説明すること。

- (7) 工事現場は、必要に応じて周囲に適切な柵、囲い等を設け範囲を明確にし、来院者動線と分離し工事関係者以外の立ち入りを禁止すると共にその旨の表示を徹底すること。
また、工事現場以外の場所、隣地、公道等に於ける作業は禁止し、工事現場内の秩序を保持させること。
- (8) 工事現場（病院敷地内）へのアクセスは、市道左岸線よりの入退出の場合、（左折 IN, 左折 OUT）を原則とする。
- (9) 工事現場内、近隣、第三者に対して事故等の被害を与えないことはもとより、周辺環境に対しても振動・音・粉じん等必要な措置を講じた後に作業を行うこと。また、作業終了後の清掃を確実に実施すること。（廊下に埃を持ち出さないこと。）
- (10) 関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。
- (11) 受注者は、工事着手に先立ち、施工計画書（仮設計画、工事組織、安全体制、緊急連絡先、工程表、その他状況に応じて記載）を作成し、発注者の確認を受けた後に着手すること。
- (12) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の趣旨に則り、建設廃棄物の抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出された建設資材の再資源化にも努めること。
- (13) 「建設業法 24 条の 7」の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えると共に、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。
- (14) 工事現場では、すべての工事関係者に名札や腕章を身に付けさせること。
- (15) 工事（建築物）に関する必要な手続きや業務等を工事スケジュールに支障がないよう実施すること。
- (16) 受注者が独自に有する仕様書、品質管理基準を用いる場合は、事前に発注者に説明の上、承認を得ること。
- (17) 発注者が工事施工の事前説明及び事後報告を要請した時、受注者は速やかに対応を行うこと。なお、発注者は、工事現場の状況確認を行うことができる。
- (18) 受注者は、工事完了後各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認した後に施工記録を提出すること。
- (19) 受注者は、竣工後事業者独自で品質管理基準による検査を行い、これに合格していることを発注者に報告した後、発注者に工事完了届を提出し履行確認を受けること。
- (20) 竣工後必要に応じ、完成図書（竣工図、検査記録、設備機器取扱説明書、保証書等）を整備し提出のこと。

4. 留意事項 その他

- (1) 当院は稼働中の病院であり、工事に際して病院運営に支障の無いよう配慮すると共に、近隣を含めた第三者に対しても安全・環境等問題が生じないよう対策を講ずること。また、問題が発生した際は、事業者の責任において速やかに誠意をもって対応すること。
- (2) 現場施工に先立ち、現地調査を確実に行之、施工計画書・施工図等を発注者に提出し承認を得てから工事に着手すること。

- (3) 仕様書に記載が無くとも工事の性格上、当然に必要なものは受注者の責任において対応すること。
- (4) 仕様書に記載がない事項等疑義が生じた場合は発注者と協議し対応する。

5. 関係法令・基準等

(1) 遵守すべき関係法令等

当工事の施工に当たっては、本仕様書及び駐車場整備計画図、関係図書等に特段の記載がない場合でも、次の関係法令等（すべての関連施行令・規則等を含む。）を遵守すること。また、下記以外に工事の実施にあたり必要となるその他の法令、関係条例等についても遵守すること。

a. 法令関係

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）
- ・ 土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日 法律第 91 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号）
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日 法律第 167 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律「省エネ法」（昭和 54 年法律第 49 号）

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号）
- ・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
- ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
- ・警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・医療法（昭和 23 年 11 月 5 日厚生省令第 50 号）
- ・健康保険法（大正 11 年 4 月 22 日 法律第 205 号）
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 8 月 17 日 法律第 80 号）
- ・児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日 法律第 164 号）
- ・健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日 法律第 103 号）
- ・その他関連法令等

b. 条例関係

- ・まちづくり基本条例（平成 11 年 3 月 18 日 条例第 29 号）
- ・加古川市景観まちづくり条例（平成 10 年 9 月 29 日 条例第 20 号）
- ・屋外広告物条例（平成 4 年 3 月 27 日 条例第 22 号）
- ・建築基準条例（昭和 46 年 3 月 25 日 条例第 32 号）
- ・福祉のまちづくり（条例 平成 4 年 10 月 9 日 条例第 37 号）
- ・景観の形成等に関する条例（昭和 60 年 3 月 27 日 条例第 17 号）
- ・情報公開条例（平成 12 年 3 月 28 日 条例第 6 号）
- ・個人情報の保護に関する条例（平成 8 年 10 月 9 日 条例第 24 号）
- ・危険物の規制に関する規則（昭和 37 年 9 月 10 日 規則第 66 号）
- ・環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年 7 月 18 日 条例第 28 号）
- ・総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号）
- ・加古川市中高層建築物の建築に関する指導要綱（平成 18 年 4 月 1 日改正）
- ・加古川市開発事業の調整等に関する条例（平成 19 年 3 月 30 日 条例第 1 号）
- ・加古川市火災予防条例（昭和 36 年 12 月 25 日 条例第 30 号）
- ・加古川市建築防災計画書指導要領（昭和 62 年 7 月 1 日）
- ・その他の関連条例等

c. 本業務の実施にあたり参考とする仕様等

- ・ 公共建築工事標準仕様書 最新年版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 建築工事監理指針 最新年版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築保全業務共通仕様書 最新年版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 昇降機の維持及び運行の管理に関する指針 最新年版（財団法人 日本建築設備・昇降機センター）

d. その他

- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）を標準とするが、イニシャルコストを低減するために実績等を含め設計者が建物性能上支障の無い（ランニングコスト等含め）と認める範囲での仕様変更の提案は可とする。

以上

参考内訳書

[illegible]